

議案第127号

つくば市立アルスホール条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年2月13日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市立アルスホール条例

(設置)

第1条 市民の生涯学習の推進及び地域の文化振興を図り、もって住民福祉の向上に寄与するため、つくば市立アルスホール（以下「アルスホール」という。）をつくば市吾妻二丁目8番地に設置する。

(休館日)

第2条 アルスホールの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。ただし、その日が月曜日に当たるときは、その翌日
- (3) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで（前2号に掲げる日を除く。）
- (4) その他つくば市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がアルスホールの管理運営上必要と認めた日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、公益上又はアルスホールの管理上必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(開館時間)

第3条 アルスホールの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、前条第2項の規定により休館日に開館する場合の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 教育委員会が公益上又はアルスホールの管理上必要と認めるときは、前項に規定する時間を変更することができる。

(使用の許可)

第4条 アルスホールの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより申請し、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも、同様とする。

2 前項の許可には、アルスホールの管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設等の使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) アルスホールの管理上特に支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が不適当と認めるとき。

2 アルスホールの使用期間は、連続して3日を超えることができない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第6条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1及び別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 別表第1に定める使用料は、前納とする。ただし、特別の理由があると教育委員会が認めるときは、後納とすることができます。

3 別表第2に定める使用料は、後納とする。

(使用料の免除)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表第1及び別表第2に定める使用料を免除することができる。

(1) つくば市が使用するとき。

(2) 茨城県が使用するとき。

(使用料の不還付)

第8条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により使用できなかったとき及び教育委員会規則で定める日までに使用の中止を申し出たときは、教育委員会規則で定めるところにより、還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第1項の許可を取り消し、又は施設等の使用を制限し、若しくは使用の停止を命じることができる。

(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。

(2) 使用者が偽りその他不正の手段により当該許可を受けたとき。

(3) 使用者が当該許可を受けた目的以外に使用し、又は当該許可に係る条件に違反したとき。

(4) 第5条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(5) 災害その他緊急やむを得ない理由により教育委員会が特に必要があると認めること。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用に関する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 入場券、観覧券その他これに類するものを発行するときは、アルスホールの収容人数を超えて発行しないこと。
- (2) 喫煙又は所定の場所以外で飲食をしないこと。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品等を持ち込まないこと。
- (4) 著しく酒気を帯び、又は酩酊^{めいてい}している状態で使用しないこと。
- (5) 物品等を販売し、又は金品の寄附募集行為をしないこと。
- (6) その他管理運営上必要な指示に従うこと。

(入館の制限等)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、アルスホールへの入館を禁じ、又はアルスホールからの退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は施設等を損壊するおそれがあると認めるとき。
- (2) その他アルスホールの管理上支障があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、当該施設等を原状に回復し、及び使用者が搬入した物件を速やかに撤去しなければならない。第9条の規定により許可を取り消され、又は使用の停止を命じられたときも同様とする。

(損害賠償)

第14条 施設等を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(つくば市視聴覚センター条例の廃止)

2 つくば市視聴覚センター条例（平成2年つくば市条例第14号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前にしたつくば市視聴覚センター条例の規定による処分、手続
その他の行為は、この条例の相当規定による処分、手續その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の際つくば市視聴覚センター条例の規定により既に使用の許可
を受けている者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)

5 つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年つくば市条例第16号）
の一部を次のように改正する。

別表中「つくば市視聴覚センター」を「つくば市立アルスホール」に改める。

別表第1（第6条関係）

アルスホール使用料

区分		午前	午後	夜間	終日
		午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 10時まで	午前 9 時 から午後 10時まで
月曜日か ら金曜日 まで（休 日を除 く。）	入場料を徴収しない場合	2,700円	3,300円	3,400円	9,400円
	1,000円以下の入場料を徴 収する場合	3,200円	4,000円	4,100円	11,300円
	1,000円を超える2,000円以下 の入場料を徴収する場合	3,400円	4,300円	4,400円	12,100円
	2,000円を超える3,000円以下 の入場料を徴収する場合	3,700円	4,600円	4,700円	13,000円
	3,000円を超える入場料を 徴収する場合	3,900円	4,900円	5,000円	13,800円
土曜日及 び日曜日 並びに休 日	入場料を徴収しない場合	2,900円	3,500円	3,600円	10,000円
	1,000円以下の入場料を徴 収する場合	3,400円	4,200円	4,300円	11,900円
	1,000円を超える2,000円以下 の入場料を徴収する場合	3,700円	4,600円	4,700円	13,000円
	2,000円を超える3,000円以下 の入場料を徴収する場合	4,000円	5,100円	5,200円	14,300円
	3,000円を超える入場料を 徴収する場合	4,700円	5,900円	6,000円	16,600円

備考

- 1 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- 2 入場料は、消費税を含む額とする。
- 3 金額が異なる入場料を徴収する場合は、当該入場料のうち最高の額のものを入場料として、この表を適用する。
- 4 入場料を徴収しない場合であって営利宣伝その他これに類する目的のために使用するときの使用料は、この表に規定する使用料に100分の120を乗じて得た額とする。
- 5 午前及び午後又は午後及び夜間を引き続き使用する場合の中間の時間については、使用料を徴収しない。

別表第2（第6条関係）

アルスホール附属設備使用料

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで
控室		300円	300円	300円	900円
冷暖房		2,000円	2,000円	2,000円	6,000円
舞台設備	ピアノ	一式	2,100円	2,100円	2,100円
	移動式ステージ	一式	1,000円	1,000円	1,000円
	演壇	一式	500円	500円	500円
音響設備	場内拡声装置	一式	1,600円	1,600円	1,600円
映像設備	映写機器	一式	2,000円	2,000円	2,000円
その他	机	1台	50円	50円	50円
	椅子（追加分）	20脚	300円	300円	900円

備考

- 1 午前及び午後又は午後及び夜間を引き続き使用する場合の中間の時間については、使用料を徴収しない。
- 2 椅子については、20脚までを無料とし、20脚を超えて使用する場合に、この表の使用料を徴収する。

(提案理由)

つくば市立アルスホールについて、その設置及び管理について定める必要があることから、この条例案を提出するものである。

つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年つくば市条例第16号）新旧対照表

(附則第5項関係)

改正後	改正前
本則・附則 (略) 別表（第2条関係） 1—39 (略) 40 <u>つくば市立アルスホール</u> 41—51 (略)	本則・附則 (略) 別表（第2条関係） 1—39 (略) 40 <u>つくば市視聴覚センター</u> 41—51 (略)

議案第 127 号

つくば市立アルスホール条例についての説明資料

つくば市教育局中央図書館

○ 制定・改廃の経緯及び内容

つくば市立アルスホールについて、その設置及び管理について定めるため、この条例を制定するものである。本施設は、市民の生涯学習の推進及び地域の文化振興を図り、もって住民福祉の向上に寄与することを目的に設けられた社会教育施設である。

なお、つくば市視聴覚センター条例は廃止する。

○ 他自治体の状況等

特になし。

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

地方自治法第 244 条及び第 244 条の 2

○ 条例の施行により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む)

つくば市立アルスホール条例の施行により、生涯学習の推進及び地域の文化振興と住民福祉の向上に寄与する。